

目黒区私立幼稚園等保育料補助金・施設等利用給付(無償化事業給付金)

各補助金の単価と補助対象経費は次のとおりです。なお、保護者が実際に納入した入園料、保育料等の金額が補助金単価の合計額を下回る場合には、**納入した金額を限度**として補助金を支給します。

(1) 施設等利用給付(無償化事業給付金) ※新制度に移行している園は対象外

① 補助金限度額 園児一人につき、月額25,700円(保護者の所得にかかわらず一律)

※国立特別支援学校幼稚部、国立大学附属幼稚園に通われているかたは、金額が異なります。

★国立特別支援学校幼稚部・・・月額400円

★国立大学附属幼稚園・・・月額8,700円

② 補助対象経費 今年度納入した保育料と入園料

(2) 保育料補助金(目黒区補助金+都補助金)

① 補助金限度額 園児一人につき月額単価で以下の表のとおり

区分	算定基準		保育料補助金限度額(月額)※()内はうち目黒区補助金額		
			第1子	第2子	第3子以降
第1階層	生活保護世帯		16,200 (10,000)	16,200 (10,000)	16,200 (10,000)
第2階層	区民税非課税世帯	ひとり親世帯等	16,200 (10,000)	16,200 (10,000)	16,200 (10,000)
	区民税均等割のみ課税世帯	ひとり親世帯等以外の世帯	13,200 (10,000)	16,200 (10,000)	16,200 (10,000)
第3階層	区民税所得割課税額が77,100円以下の世帯	ひとり親世帯等	13,200 (10,000)	16,200 (10,000)	16,200 (10,000)
		ひとり親世帯等以外の世帯	11,800 (10,000)	11,800 (10,000)	16,200 (10,000)
第4階層	区民税所得割課税額が211,200円以下の世帯		11,800 (10,000)	11,800 (10,000)	15,600 (10,000)
第5階層	区民税所得割課税額が256,300円以下の世帯		11,800 (10,000)	11,800 (10,000)	15,000 (10,000)
第6階層	区民税所得割課税額が256,300円を超える世帯		11,800 (10,000)	11,800 (10,000)	11,800 (10,000)
第7階層	税未確認世帯※		10,000 (10,000)	10,000 (10,000)	10,000 (10,000)

※税未確認世帯：区市町村民税未申告等により税額が決定しない世帯、課税基準日に目黒区外居住者で前住所地での課税証明書等を提出しなかった世帯、課税基準日に国外に住所があり、海外居住者で収入の分かる書類を提出しなかった世帯のこと。区が定める期日後に階層が決定した場合、階層変更は行いません。

★多子判定について

第2子、第3子(以降)の判定を行う際の兄、姉の年齢制限はありません。(ただし、生計を一にしている兄、姉に限ります)

② 補助対象経費

新制度に移行していない園・・・施設等利用給付分を超えた分の保育料と学納金(施設費、教材費、冷暖房費等毎年納入する経費)

※ただし、第3～5階層の第1子・第2子及び第6階層の第1～3子の都補助分(1800円分)は学納金は補助対象となりません。

新制度園・・・・・・・・・・ 特定負担額(施設費、教材費、冷暖房費等毎年納入する経費)

※目黒区補助金分のみ、入園料補助金を差し引いた残りの入園料も補助対象となります。(ただし、入園年度のみ。)